

廃棄物減量等推進審議会の関係法令等（抜粋）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（廃棄物減量等推進審議会）

第1条の2 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項、その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員15名以内をもって構成する。

4 委員は、住民、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

（廃棄物減量等推進審議会の運営）

第2条 条例第1条の2第1項に規定する瑞浪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集する。

5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 審議会の庶務は、環境課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。